

福祉サービス第三者評価結果の公表ガイドライン

①第三者評価機関情報

評価機関名：	社会福祉法人 鳥取県社会福祉協議会
訪問調査実施期間：	平成25年1月23日（水）

②事業者情報

名称：鳥取県立鳥取療育園	種別：医療型児童発達支援 児童発達支援
代表者氏名：鳥取県知事 平井伸治	定員（利用人数）：医療型児童発達支援40名（24名） 児童発達支援10名/1日（28名）
所在地：鳥取県鳥取市江津260	TEL 0857-21-8397

③総 評

◇特に評価の高い点

肢体不自由児や自閉症など発達障害のある児童に対し、個別性を尊重し地域で自立した生活ができるよう支援するとともに、養育者に対しても子育てに安らぎと希望をもって子どもと過ごせるよう、医師・保育士・児童指導員・作業療法士・言語聴覚士・理学療法士など、各分野の専門職が連携し、よりよい支援ができるよう真摯に取り組まれています。

また、地域での生活が円滑に送れるよう、保育所や幼稚園へ積極的に出向くことで地域連携が図られ、関係機関との連携により移行支援の整備も進められています。

◇改善を求められる点

①利用者のプライバシーを保護し、尊厳を守るために取り組むべき項目に着目したマニュアルを作成されるよう期待します。

②利用者からの意見等は迅速に検討・対処されていますが、苦情解決の仕組みの周知に向けた資料を作成し、利用者等に説明するなどの取り組みが望まれます。

④第三者評価結果に対する事業者のコメント

今年度の当施設の運営方針は、「療育機関の機能と役割を鮮明化し地域へ発信する」であり、3つのミッションとして「1 多様な療育ニーズに対応できる専門性の向上」、「2 地域での生活を調整推進できる地域連携の充実」、「3 関係機関と協働できる連携体制の構築」を掲げています。発達に課題のある子どもたちに対して、地域での生活がより充実するよう大切に支援する点が高く評価されていると感じており、施設運営の励みとなります。

また、利用者に対してプライバシー保護のためのマニュアル作成や苦情解決における資料作成等のご指摘については、今まで対人業務として各職種がその専門性を活かして直接対応してきた経緯があり、今後は誰でも対応でき情報を周知徹底できるようなマニュアル作成に尽力していきたいと思っております。

ご指摘いただいた貴重な評価を今後も施設運営に十分反映させて、利用者の有益性をいっそう高めるよう努めてまいります。ありがとうございました。

⑤各評価項目にかかる第三者評価結果

別紙のとおり

福祉サービス第三者評価結果

※すべての評価項目（53項目）について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

Ⅰ-1 理念・基本方針

評価項目	第三者評価結果	コメント
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。		
Ⅰ-1-(1)-① 理念が明文化されている。	Ⓐ・b・c	①②子どもたち一人一人の個性や可能性を大切に、安心の中で喜びや楽しみを持ちながら生活していけるよう、質の高いサービスを提供し、その子どもたちを支える方々と誠実なパートナーシップを構築していく施設の理念及び基本方針が明文化され、ホームページ、「利用のしおり」に掲載されています。
Ⅰ-1-(1)-② 理念に基づく基本方針が明文化されている。	Ⓐ・b・c	
Ⅰ-1-(2) 理念や基本方針が周知されている。		
Ⅰ-1-(2)-① 理念や基本方針が職員に周知されている。	Ⓐ・b・c	①理念や基本方針は、年度当初園長から職員に対して説明が行われています。また、パソコンのネットワークを利用し、いつでも確認できる状態にあります。 ②医療型児童発達支援の利用者には、「利用のしおり」によって契約時及び年度当初の保護者説明会で説明されています。 児童発達支援の利用者には、契約時にしおりで説明し、年3～4回保護者との懇談の時間に基本方針について確認する機会が持たれています。
Ⅰ-1-(2)-② 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	Ⓐ・b・c	

Ⅰ-2 事業計画の策定

評価項目	第三者評価結果	コメント
Ⅰ-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
Ⅰ-2-(1)-① 中・長期計画が策定されている。	Ⓐ・b・c	①②運営方針に基づきミッション（目標）が策定されており、実現に向け、4カ年の工程表と当年度の事業計画が立てられています。 ただ、県営施設のため、ミッションの実現に向けた中・長期の収支計画の策定は、施設単独ではできないところです。
Ⅰ-2-(1)-② 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	Ⓐ・b・c	
Ⅰ-2-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
Ⅰ-2-(2)-① 事業計画の策定が組織的に行われている。	Ⓐ・b・c	①事業計画は職員の参画により作成され、係長会議で決定されています。事業ごとの重要・懸案事項をまとめ分析し、次年度の取り組み方針を決定されています。 ②職員には、係会での説明やパソコンのネットワークを通じて全員に周知されています。 ③利用者に対しては、開園式の際に資料を作成し説明が行われています。
Ⅰ-2-(2)-② 事業計画が職員に周知されている。	Ⓐ・b・c	
Ⅰ-2-(2)-③ 事業計画が利用者等に周知されている。	Ⓐ・b・c	

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

評価項目	第三者評価結果	コメント
I-3-1) 管理者の責任が明確にされている。		
I-3-1-1) ① 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	Ⓐ・b・c	①管理者の役割については「スタッフ・組織表」「事務分担」に明示されています。 ②遵守すべき法令については、データを共有され職員が随時確認できるように整理されています。法令改正時や、全国会議の報告なども管理者として責任を持って説明し、日々の業務を通して確認されています。
I-3-1-1) ② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	Ⓐ・b・c	
I-3-2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
I-3-2-1) ① 質の向上に意欲を持ちその取り組みに指導力を発揮している。	Ⓐ・b・c	①年度当初、「鳥取療育園の平成24年度ビジョンについて」により運営方針を職員に表明し、質の向上にリーダーシップを持って取り組んでおられます。 ②月1回の係長会議に管理者が入り、業務の効率化や質の向上に向けた意見集約を行っておられます。
I-3-2-1) ② 経営や業務の効率化と改善に向けた取り組みに指導力を発揮している。	Ⓐ・b・c	

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 経営状況の把握

評価項目	第三者評価結果	コメント
Ⅱ-1-1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
Ⅱ-1-1-1) ① 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	Ⓐ・b・c	①鳥取市地域自立支援協議会、東部4町障害者地域自立支援協議会及び専門部会（乳幼児ワーキング）に職員が所属し、県東部一円の事業をとりまく環境や事業所の役割を把握されています。 ②県立施設として、地域ニーズやサービスを優先しておられます。県の予算要求にあわせ、経営状況の点検がなされ、コスト削減、業務の効率化に向けての改善が図られています。 ③鳥取県監査委員（県議会議員、税理士、公認会計士、司法書士等）による監査、県議会決算審査特別委員会の審査が実施されています。
Ⅱ-1-1-1) ② 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取り組みを行っている。	Ⓐ・b・c	
Ⅱ-1-1-1) ③ 外部監査が実施されている。	Ⓐ・b・c	

Ⅱ-2 人材の確保・養成

評価項目	第三者評価結果	コメント
Ⅱ-2-1) 人事管理の体制が整備されている。		
Ⅱ-2-1-1) ① 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	Ⓐ・b・c	①主管課に対し、事業所として必要な人員を適材適所に配置するように提案されています。 ②県の「人材の育成及び人事評価等に関する実施要領」により人事考課が行われています。
Ⅱ-2-1-1) ② 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	Ⓐ・b・c	

II-2-2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-2-1) 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	(a)・b・c	①職員の労働時間のチェックが定期的に行われ、育児休業や育児休業明けの短時間勤務、子どもの病気による休暇等の仕組みがあります。 ②県の「平成24年度厚生に関する計画」や福利厚生制度に基づき、定期健康診断や特定業務従事者健康診断、心の相談が実施されています。
II-2-2-2) 職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	(a)・b・c	
II-2-3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-3-1) 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	(a)・b・c	①基本理念、工程表、平成24年度運営方針に、職員の専門性、支援技術向上についての基本姿勢が明示されています。 ②個別の職員に対しては県の「業務管理・キャリア開発シート」を作成し、専門的な研修や県の人材開発研修を受けられています。 ③年度ごとに個人目標を設定し、年2回取組状況について評価・見直しが行われています。
II-2-3-2) 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取り組みが行われている。	(a)・b・c	
II-2-3-3) 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	(a)・b・c	
II-2-4) 実習生の受け入れが適切に行われている。		
II-2-4-1) 実習生の受け入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取組をしている。	(a)・b・c	①「鳥取療育園実習生受入事業実施要綱」に基づき、養成校との十分な打合せを行い、利用者や家族に配慮するなどして円滑な実習の受け入れがされています。

II-3 安全管理

評価項目	第三者評価結果	コメント
II-3-1) 利用者の安全を確保するための取り組みが行われている。		
II-3-1-1) 緊急時（事故、感染症の発生時など）における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	(a)・b・c	①利用者の安全確保のため、「消防計画」「医療安全管理指針」「救急対応マニュアル」等が整備されており、院内感染については「院内感染対策指針」に基づき研修が行われています。職員の連絡網「防災配備体制・連絡体制」が整備されており、災害の状況に応じて対応が定められています。 ②河川の近くに立地していることもあり、津波発生時の避難方法等について検討するため、近隣機関との連絡会で県立中央病院に避難するなどの取り決めがされており、今後も継続的に検討することとなっています。 ③業務中のヒヤリ・ハット事例は、業務前または業務後にその都度振り返りを行い、「ヒヤリ・ハット報告書」で報告・共有されています。
II-3-1-2) 災害時に対する利用者の安全確保のための取組を行っている。	(a)・b・c	
II-3-1-3) 利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	(a)・b・c	

Ⅱ-4 地域との交流と連携（医療型児童発達支援）

評価項目	第三者評価結果	コメント
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
Ⅱ-4-(1)-① 利用者と地域とのかかわりを大切にしている。	(a)・b・c	①パンフレットに地域との関わりを大事にするよう明記されています。利用者が地域で利用している保育所や幼稚園等と連携しながら地域での生活を支援されています。 ②地域の保育所や幼稚園等に必要に応じて訪問し、介助方法等について助言がされています。 ③「ボランティア受入れマニュアル」を作成し、事前のオリエンテーションを行い受け入れが行われています。
Ⅱ-4-(1)-② 事業所が有する機能を地域に還元している。	(a)・b・c	
Ⅱ-4-(1)-③ ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	(a)・b・c	
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
Ⅱ-4-(2)-① 必要な社会資源を明確にしている。	(a)・b・c	①「関係機関連絡先一覧」「よりよい暮らしのために」 「福祉のてびき」を備えられ、職員間で共有されています。また、利用者一人ひとりの地域での生活に必要ないは利用可能な社会資源について常時、情報を取得されています。 ②関係機関を交えての個別支援検討会議（一人の利用者に対して年2回）や訪問が実施され、保育所や幼稚園への通園や就学に向け関係機関との連携が図られています。また、他の療育機関（鳥取市立若草学園）と情報交換が行われています。
Ⅱ-4-(2)-② 関係機関等との連携が適切に行われている。	(a)・b・c	
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズを把握している。	(a)・b・c	①地域自立支援協議会で検討されている地域課題等について、参加職員と連携し、福祉ニーズの動向把握に努められています。 ②地域の福祉ニーズに基づき、活動時間や内容等の柔軟な対応が行われています。
Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	(a)・b・c	

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス（医療型児童発達支援）

評価項目	第三者評価結果	コメント
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重したサービス提供について共通の理解を持つための取り組みを行っている。	(a)・b・c	①利用者を尊重する姿勢を理念に明示しており、年1回の職員勉強会等を通じて周知されています。 ②利用者のプライバシー保護については、県の条例、規則等に基づき実施されています。 サービス場面ごとに作成される手順書の中で、プライバシー保護に関する留意事項が記載される等の取り組みを期待します。
Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	a・(b)・c	

Ⅲ-1-(2) 利用者満足の上昇に努めている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用者満足の上昇を意図した仕組みを整備し、取組を行っている。	(a)・b・c	①保護者と園長の意見交換を年2回実施、個別アンケートを行い、検討会を行うなど、利用者からの意見・要望を取り入れつつ事業の見直しが行われています。
Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	(a)・b・c	①利用者ごとに担任を決め、保護者からの日々の相談を丁寧に聞くことができるよう工夫されています。 ②「鳥取県立鳥取療育園苦情解決実施要綱」により苦情解決の仕組みは整備されています。第三者委員を含めた外部の苦情を言える仕組みを、利用者等にわかりやすく説明する取り組みを期待します。 ③利用者からの意見に対しては、日々のスタッフの打ち合わせで共有し、速やかに対応するよう努められています。個別の対応についての意見が多く、対応も迅速に行っておりますが、対応マニュアルを整備されることを期待します。
Ⅲ-1-(3)-② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	a・(b)・c	
Ⅲ-1-(3)-③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	a・b・(c)	

Ⅲ-2 サービスの質の確保（医療型児童発達支援）

評価項目	第三者評価結果	コメント
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取り組みが組織的に行われている。		
Ⅲ-2-(1)-① サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	(a)・b・c	①自己評価及び第三者評価が定期的に行われています。また、年度末にサービス内容の見直しや課題の整理などを「重要・懸案事項」としてまとめられています。 ②取り組むべき課題は組織内、職員間で共有し、改善実施計画を立て、評価、見直しもされ改善に向けて取り組まれています。
Ⅲ-2-(1)-② 評価結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実行している。	a・(b)・c	
Ⅲ-2-(2) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(2)-① 提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	a・(b)・c	①個性が高く、利用者一人一人に対応したサービスが実施されています。利用者の活動については、利用のしおりに記載されていますが、職員の具体的な業務手順書を作成するなどの取り組みを期待します。 ②個々の利用者に対する実施方法は、必要に応じて職員間で協議され、見直しが行われています。
Ⅲ-2-(2)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・(b)・c	
Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	(a)・b・c	①利用者のサービス実施状況については、「個別支援計画・支援の流れについて」により利用前アセスメント、個別支援計画書、活動記録、経過記録表などに記録されています。 ②利用者に関する記録については、個人ごとに管理・保管がされ、県の「文書管理規程」に基づき、保管・保存・廃棄が行われています。情報開示についても規程が定められており、契約書に記録の閲覧に関する記載をするなど利用者への周知も図られています。 ③利用者の状況については、毎日の業務前・後の打ち合わせで職員間で共有されるとともに、随時個別ファイルがパソコンのネットワーク上で確認できる状態となっています。
Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	(a)・b・c	
Ⅲ-2-(3)-③ 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	(a)・b・c	

Ⅲ-3 サービスの開始・継続（医療型児童発達支援）

評価項目	第三者評価結果	コメント
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。		
Ⅲ-3-(1)-① 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	Ⓐ・b・c	①パンフレット、ホームページを作成し、情報提供されています。また、利用希望者に対しては、見学の受け入れや1日体験、個別相談を実施し、サービス内容等必要な情報が提供されています。
Ⅲ-3-(1)-② サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	Ⓐ・b・c	②サービス開始にあたっては、「利用のしおり」を活用し内容について説明し、同意を得た上で契約しサービスが開始されています。
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。		
Ⅲ-3-(2)-① 事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	Ⓐ・b・c	①移行支援会議に参加し、「退園後支援計画」を策定し支援されています。また、移行後も必要に応じて移行先へ訪問するなど支援が継続するよう努められています。

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定（医療型児童発達支援）

評価項目	第三者評価結果	コメント
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。		
Ⅲ-4-(1)-① 定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	Ⓐ・b・c	①「個別支援計画・支援の流れについて」に基づき、定められた専門領域ごとに専門のスタッフが発達を評価し、アセスメントが行われています。
Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-4-(2)-① サービス実施計画を適切に策定している。	Ⓐ・b・c	①サービス利用契約前に個別支援計画が作成され、保護者の同意を得て策定されています。
Ⅲ-4-(2)-② 定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	Ⓐ・b・c	②目標の達成状況について、6か月に1回、評価見直しを行い、職員間で共有するとともに、個別支援会議を開催し保護者、関係機関とも共通理解が図られています。

II-4 地域との交流と連携（児童発達支援）

評価項目	第三者評価結果	コメント
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
II-4-(1)-① 利用者と地域とのかかわりを大切にしている。	Ⓐ・b・c	①「地域に向けての情報発信と関係機関の支援を行います」とパンフレットにも明示されています。園長が職員会で資料を用いて説明するなど、地域との連携やかかわりを大切に運営されています。 ②発達障がいについての出前講座や支援ツール研修会を保育・幼稚園・関係機関職員を対象に実施されています。ホームページやマンガ冊子にも支援方法を分かりやすく掲載されています。 ③ボランティア受入マニュアルに沿って受け入れられています。ボランティアに研修が行われています。利用者にはボランティアが保護者の支援を目的にかかわることなどを事前に説明されています。
II-4-(1)-② 事業所が有する機能を地域に還元している。	Ⓐ・b・c	
II-4-(1)-③ ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	Ⓐ・b・c	
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
II-4-(2)-① 必要な社会資源を明確にしている。	Ⓐ・b・c	①利用者一人ひとりに対して必要な社会資源や関係機関を把握し、職員間で共有できるようパソコンのネットワークを利用されています。「よりよい暮らしのために」や「福祉のてびき」は職員が共有できるよう備えられています。 ②利用者が在園している幼稚園や保育所と定期的な連携が図られ、個別支援会議や園訪問が行われています。保護者支援を目的とした鳥取県自閉症協会との連携もあります。
II-4-(2)-② 関係機関等との連携が適切に行われている。	Ⓐ・b・c	
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズを把握している。	Ⓐ・b・c	①園内の地域療育支援員と連携し、圏域の福祉動向が把握されています。 ②地域の福祉ニーズや利用者の現状から、発達障がい児の療育や家族支援の重要性が把握され、「出前講座」やホームページからの情報発信や幼稚園、保育所との連携、園訪問など、具体的な取り組みにつながっています。
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	Ⓐ・b・c	

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス（児童発達支援）

評価項目	第三者評価結果	コメント
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重したサービス提供について共通の理解を持つための取り組みを行っている。	Ⓐ・b・c	①利用者尊重の基本姿勢は基本理念に掲げられ、職員会での園長の説明や、研修会等を通じて周知されています。 ②利用者のプライバシー保護については、県の条例や規程で定められています。利用契約書の「秘密保持」の項目で組織と職員が利用とその家族の秘密を守ることの明示があります。利用者のプライバシー保護に関する規程について、職員に周知徹底するための取り組みが求められます。
Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	a・Ⓑ・c	
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取組を行っている。	Ⓐ・b・c	①利用者満足の向上を目的としたアンケート調査が年1回行われており、調査結果を職員で分析・検討の上、改善に取り組まれています。懇談会など複数の機会を設けて保護者からの相談に対応されています。

Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	Ⓐ・b・c	①利用者の支援にかかわる担当職員が明確になっており、日常的に相談しやすいよう配慮されています。苦情・相談窓口として重要事項説明書に担当者と電話、FAX番号が明示されています。 ②「苦情解決実施要綱」に基づき第三者委員を設置して解決の仕組みは整えられていますが、利用者に対する苦情解決の仕組みの周知に向けた、資料の作成や配布、説明が必要です。 ③利用者からの意見等は可能な限り迅速に検討・対処し、サービスの向上や利用者満足に反映されています。利用者からの意見等に対する対応マニュアルの策定が急がれます。
Ⅲ-1-(3)-② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	a・Ⓑ・c	
Ⅲ-1-(3)-③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	a・Ⓑ・c	

Ⅲ-2 サービスの質の確保（児童発達支援）

評価項目	第三者評価結果	コメント
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取り組みが組織的に行われている。		
Ⅲ-2-(1)-① サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	Ⓐ・b・c	①自己評価及び第三者評価が定期的に行われています。また、年度末にサービス内容の見直しや課題の整理などを「重要・懸案事項」としてまとめられています。 ②評価結果を踏まえ、職員が参画して行う課題検討と企画運営を目的とした「ホッと安心プロジェクト」が設置され、課題の改善が実施されています。
Ⅲ-2-(1)-② 評価結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実行している。	Ⓐ・b・c	
Ⅲ-2-(2) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(2)-① 提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	Ⓐ・b・c	①TEACCHプログラムを具体的に分かりやすく説明したマニュアルが作成されており、「構造化のやりかた」「スケジュールの作り方」などが示されています。 ②「グループモニタリングミーティング」の中で、必要に応じて随時作成されており、年度末に年間の取り組みを重要・懸案事項にまとめて次年度への見直しにつなげておられます。
Ⅲ-2-(2)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	Ⓐ・b・c	
Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	Ⓐ・b・c	①利用者のサービス実施状況については、「個別支援計画・支援の流れについて」により利用前アセスメント、個別支援計画書、活動記録、経過記録表などに記録されています。 ②利用者に関する記録については、個人ごとに管理・保管がされ、県の「文書管理規程」に基づき、保管・保存・廃棄が行われています。情報開示についても規程が定められており、契約書に記録の閲覧に関する記載をするなど利用者への周知も図られています。 ③利用者の状況については、毎日の業務前・後の打ち合わせで職員間で共有されるとともに、随時個別ファイルがパソコンのネットワーク上で確認できる状態となっています。
Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	Ⓐ・b・c	
Ⅲ-2-(3)-③ 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有している。	Ⓐ・b・c	

Ⅲ-3 サービスの開始・継続（児童発達支援）

評価項目	第三者評価結果	コメント
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。		
Ⅲ-3-(1)-① 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	Ⓐ・b・c	①ホームページ、パンフレットによる情報提供が行われ、希望者には見学もできるよう対応されています。パンフレットは行政機関や幼稚園、保育所に配布されています。 ②サービスの開始にあたり、書面で説明され、同意がえられています。
Ⅲ-3-(1)-② サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	Ⓐ・b・c	
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。		
Ⅲ-3-(2)-① 事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	Ⓐ・b・c	①保育所・幼稚園、学校が開催する移行支援者会議に参加され、サービス終了時には、移行支援のための「情報シート」を作成されています。サービス終了後にも利用者家族の相談に応じられます。

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定（児童発達支援）

評価項目	第三者評価結果	コメント
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。		
Ⅲ-4-(1)-① 定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	Ⓐ・b・c	①「個別支援計画・支援の流れについて」に実施方法が明示されています。これに基づいて、利用者一人一人のアセスメントが、様式を用いて実施されています。
Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-4-(2)-① サービス実施計画を適切に策定している。	Ⓐ・b・c	①「設計図個別支援編」により、サービス実施計画が策定されています。計画は利用者との面談や、通園している保育所・幼稚園などの関係機関と意見交換を行いながら、策定されています。 ②定められた手順に従い、6ヶ月後にモニタリングを行い、全スタッフ協議による見直しが行われています。
Ⅲ-4-(2)-② 定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	Ⓐ・b・c	

福祉サービス第三者評価結果 (付加基準—障害者・児施設版—)

(医療型児童発達支援)

※すべての評価項目（26項目）について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

A-1 利用者の尊重

評価項目	第三者評価結果	コメント
A-1-(1) 利用者の尊重		
A-1-(1)-① コミュニケーション手段を確保するための支援や工夫がなされている。	a・b・c	利用者のコミュニケーションの状況の評価を行った上で、個別支援目標を設定し、保育活動中での要求行動を引き出すかわりや、代替コミュニケーションツール（スイッチ、カード等）を活用するなど、個々に必要な支援が行われています。 支援の計画・実施にあたっては、利用者及び保護者の意向を尊重しながら実施されています。
A-1-(1)-② 利用者の主体的な活動を尊重している。	a・b・c	
A-1-(1)-③ 利用者の自力で行う日常生活上の行為に対する見守りと支援の体制が整備されている。	a・b・c	
A-1-(1)-④ 利用者のエンパワメントの理念にもとづくプログラムがある。	a・b・c	

A-2 日常生活支援

評価項目	第三者評価結果	コメント
A-2-(1) 食事		
A-2-(1)-① サービス実施計画に基づいた食事サービスが用意されている。	a・b・c	①個別の摂食の状況に応じて、食形態の配慮が行われています。 ②献立が鳥取養護学校の給食と同じであり、幼児向けの献立になっていませんが、学校の給食委員会に給食担当者が参加し、保護者や職員の意見を伝えるなど改善に向けて努力されています。 ③食堂の設備がなく、活動のための保育室で利用者が食事されており、環境の改善が求められます。
A-2-(1)-② 食事は利用者の嗜好を考慮した献立を基本として美味しく、楽しく食べられるように工夫されている。	a・b・c	
A-2-(1)-③ 喫食環境（食事時間を含む）に配慮している。	a・b・c	

A-2-(2) 入浴		
A-2-(2)-① 入浴は、利用者の障害程度や介助方法など個人的事情に配慮している。	a · b · c	
A-2-(2)-② 入浴は、利用者の希望に沿って行われている。	a · b · c	
A-2-(2)-③ 浴室・脱衣場等の環境は適切である。	a · · c	
A-2-(3) 排泄		
A-2-(3)-① 排泄介助は快適に行われている。	a · · c	②身体・発達状況に応じたトイレの設備があり、汚れた場合は直ちに対応されています。冷暖房設備も整っています。
A-2-(3)-② トイレは清潔で快適である。	Ⓐ · · c	
A-2-(4) 衣服		
A-2-(4)-① 利用者の個性や好みを尊重し、衣服の選択について支援している。	a · b · c	
A-2-(4)-② 衣類の着替え時の支援や汚れに気づいた時の対応は適切である。	a · b · c	
A-2-(5) 理容・美容		
A-2-(5)-① 利用者の個性や好みを尊重し、選択について支援している。	a · b · c	
A-2-(5)-② 理髪店や美容院の利用について配慮している。	a · · c	
A-2-(6) 睡眠		
A-2-(6)-① 安眠できるように配慮している。	a · · c	
2-(7) 健康管理		
A-2-(7)-① 日常の健康管理は適切である。	Ⓐ · · c	①登園時の検温や看護師による健康チェック、毎月1回の医師の回診が行われ、活動中も子どもの様子に注意を払うとともに、保護者から子どもの様子を聞き、状態を把握するよう努められています。 ②必要に応じ園内医師の診察を行うとともに、県立中央病院との連携も図られています。
A-2-(7)-② 必要な時、迅速かつ適切な医療が受けられる。	Ⓐ · b · c	
A-2-(7)-③ 内服薬・外用薬等の扱いは確実にされている。	a · · c	

A-2-(8)-① 余暇・レクリエーションは、利用者の希望に沿って行われている。	○a・b・c	①夏祭りやクリスマス会などの季節の行事等は、保護者会や日々の支援の中で保護者の希望を取り入れながら実施されています。
A-2-(9) 外出、外泊		
A-2-(9)-① 外出は利用者の希望に応じて行われている。	a・b・c	
A-2-(9)-② 外泊は利用者の希望に応じるよう配慮されている。	a・b・c	
A-2-(10) 所持金・預かり金の管理等		
A-2-(10)-① 預かり金について、適切な管理体制が作られている。	a・b・c	
A-2-(10)-② 新聞・雑誌の購読やテレビ等は利用者の意志や希望に沿って利用できる。	a・b・c	
A-2-(10)-③ 嗜好品（酒、たばこ等）については、健康上の影響等に留意した上で、利用者の意志や希望が尊重されている。	a・b・c	